

こ いわ い ひろ みつ 小 岩 井 弘 光

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文 第 99 号
学位授与年月日 平成6年11月24日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 宋代兵制史の研究

論文審査委員 (主査)

教授 寺田 隆 信 教授 安田 二郎
教授 花登 正 宏

論 文 内 容 の 要 旨

はじめに

宋王朝は文治主義に立脚した中央集権国家と稱せられるが、一面、国外では北辺・西辺に遼・西夏・金さらには元といった軍事国家と常に対峙し、又国内にも王則・方臘等の反乱が勃発するなど、内外に治安上の問題を持っており、従って武力を無視してよかろう筈がなかった。ここに宋朝では主義とは別に相当額の軍隊(兵士)を保有することになる。しかも募兵制に基づく軍隊ということで、必然的に財政・経済上に深い関りを持たざるをえず、そのため、兵士の有効利用も考慮されねばならなかった。

本論文ではかかる観点に立ち、宋代における主要軍隊(禁軍、大軍)及びこれを諸多の面から補完した軍隊(厢軍)を中心に採りあげ、その役割と推移を尋ね、この間に兵士給与、地方財政、糧米と倉廩、役使の諸相、簡拔と給養といった問題の究明に努めるものである。

要は宋代主要兵制の推移を尋ね、文治主義の国家基盤としての兵制が如何なる役割を果たしたかを解明せんとしたもので、『宋代兵制史の研究』と題した所以である。

第1篇 禁軍をめぐる問題

第1章 北宋の就糧禁軍

『宋史』兵志に示す如く、宋代兵種の中核は禁軍であるが、中央集権体制下での右の禁軍の特色ある制度は、禁軍を中央に集中し、定期的に或は必要に応じて中央から地方に派出交替させる更戍制であった。かかる制度下で禁軍の成果が挙がるか否かは、中央・地方にある禁軍兵士の給与、特に糧米が如何に確保されたかにあるといえよう。本章ではこの点に関り、北宋に地方に所在した就糧禁軍とは如何なるものかを論ずるものである。

そもそも宋初の禁軍は中央に集中せられ、その額も20万弱に過ぎず、これを交互に国の内外に派出、国の成りとした。この際、地方所在形式としては駐泊、屯駐が採られ、更戍が行われていた。その後、遼・西夏と対立が続く中で、禁軍は真宗朝に43万、仁宗朝に80数万に達した。ここに禁軍が中央の京師周辺に留る額も多く、勿論地方にあっても同様で、その家属の分をも含めた糧米確保が問題となった。このため登場したのが「以糴賤而留之者曰就糧」（『山堂考策』）とある就糧形式である。この就糧（禁）軍とは、一般に就糧し易い地にあるものと解される如くである。しかし子細に就糧の諸事例を検討した結果、なおこの解では不十分と思われたのである。本章ではこの点を特に検討した。即ち就糧軍の主力は仁宗朝の西北辺で西夏と対峙する必要上から、更戍制にとられず、現地で募集、現地に就食せしめたものであり、後には東南諸路にも布置された禁軍と解された。単に就糧し易い地にある禁軍ではなかったのである。当初西北辺の地では所謂土兵や郷兵を昇格利用するなどして就糧禁軍とし、国の成りに役立てたが、次第に整備を加え、宣毅軍なる指揮名が与えられることが多かった。一方東南諸路にも就糧禁軍が登場するが、それは西夏と対峙する間、西北辺には東南諸路を含む後方地域から派兵されることも多く、よって生じた東南諸路地域の軍事上の空白に対処が必要とされ、弓兵等を昇格させ、現地に就糧せしめたものである。そしてこれも宣毅軍と稱せられることが多かった。同様な軍として広南路には澄海軍などもある。要するにここに更戍制によらず現地に留まる（就糧）禁軍が登場したのである。

かくて仁宗慶曆5年（1045）には西北辺ならびに東南の諸路には11万に達する宣毅軍が出現する。もって就糧禁軍の重要性が認められよう。しかし、宣毅軍の場合、慶曆初年の126指揮から仁宗末年には78指揮に減じている。これは宣毅軍そのものの質の低下と併せて量の減少の結果と思われるが、当時なお国内外の治安維持上に兵力を必要とすれば、この宣毅軍に代るべき新たな就糧禁軍の設置があってもよからう。ここに代って威果軍が登場する。かように就糧禁軍は推移するのである。

要するに禁軍は中央にあり、屯駐・駐泊形式による更戍制をもって地方に派せられ成りに就いたが、その後、仁宗朝を中心に、現地地方治安維持を目的として土兵等を昇格設置する就糧禁軍があらわれ、西北から東南諸域に至る各州郡に拡大設置された。その代表が宣毅軍である。こうした傾向は国初の中央集権化構想とは相反するかに思われるが、更戍制をとらず地方に布置就糧せしめることで、国家財政経済上からも治安維持上からも一定の役割を果し有効であったと思われる。かように禁軍体制に手を加えることで、宋代中央集権国家体制は維持されたといえよう。なお、就糧禁軍そのものにも推移があり宣毅軍に代わってその後は威果軍が各地に布置され、就糧禁軍の主力となるが、更にその後も就糧禁軍は南宋に迄存置される。その子細は次章に尋ねることとする。

第2章 北宋末・南宋の就糧禁軍

前章で更戍制を基本とする禁軍体制のうちに、仁宗朝には就糧禁軍の登場するをみた。その代表が宣毅軍で、ついで威果軍に主流が移行する経過を明らかにした。本章では以後の就糧禁軍の流れを辿ることにする。

宋代兵制上に注目すべき変化の一つとして神宗朝の將兵制がある。この制度も就糧禁軍の登場の場合と同じく、更戍制に欠点が認められることから、熙寧7年(1274)以降西北辺を中心に施行に及び、元豊4年(1081)には東南諸路にも拡大施行に及んだものである。前章にみた如く、禁軍の地方所在形式は屯駐・駐泊と就糧の3形式があったが、いずれも新に將兵制の編成下に入る。將と兵との関係を密接に結びつけるこの体制の目的からして、更戍制に立脚する屯駐・駐泊形式は有用性を減じた如くで、並行して就糧軍の重視に及んだと解される。このことは次の哲宗・徽宗朝での就糧軍の増置によっても知り得ることである。では、こうした地方禁軍は増置に見合うだけの役割を果たしたのであろうか。残念ながら徽宗朝の両浙路におこった方臘の乱(1120~22)の鎮圧においては有効性を発揮出来なかった。この点、將兵制下の就糧禁軍にも問題があると認めざるを得ないが、しかし乱後にもそのまま威果軍等の就糧禁軍は存置されていた。その理由は就糧禁軍が大乱は別としてなお地方の治安維持には有用性を保持していたためと解された。

南宋に至ると、北宋の軍事体制は崩れ、後述の大軍体制が国の成りの中核をなす。しかし地方には北宋以来の就糧禁軍は存続していた。当初地方治安維持に有用性を期待されていたためであろう。そこで改めて北宋・南宋にかけての就糧禁軍の具体例を尋ねると、宣毅に代った威果軍は東南諸路に布置されており、南宋杭州には4指揮(2,000名)にも及んでいた。ただこれが成果を挙げたかといえば、これら就糧禁軍は北宋時に比べ弱体化した様で、新にこれを無用とし、省くべしと説く者もみえる。ここに治安維持上に有用性を疑われることになる。しかもなお南宋に存続したからには別途就糧禁軍の役割が尋ねられねばなるまい。ここに注目すべきは、就糧禁軍が地方にあって廂軍同様の役使に利用されたことである。既に南宋の成りは大軍に依拠したことは指摘した。ここに南宋禁軍が存続したのは、地方所在の就糧禁軍に廂軍に類する雑役使にあたることを期待し、それなりの成果を挙げたためと解される。問題は禁軍が地方に所在することで地方財政に負担を与えたことである。しばしば就糧禁軍の欠額が放置され、補充されず、給与も減額支給に及んだのは、そのためであろう。ここに、禁軍の役割の変化と欠陥が明らかとなるが、ともかく就糧禁軍として地方に存置されたのは、地方官衙・官僚にとって、後述の如き廂軍とともに役使用する便宜があったこと、一方安易に就糧禁軍を無用、経費のかかるものとみなして廃止を行えば、兵士の失業による社会不安を将来する危惧もあったためと思われる。この様にして禁軍は北宋から南宋に変化を生じつつ存続したのであった。

第2篇 廂軍をめぐる問題

第1章 廂軍の概括

北宋代の軍事力の主体をなしたのは禁軍であったが、これを支える兵種には廂軍・郷兵・蕃兵等があった。このうち重要でありながら従来研究の充分といえぬものが廂軍である。本章では、先ず廂軍の特色として、地方に所在すること、雑役使に従事することを指摘し、次に雑役使と廂軍との関りを当代の役兵なる用語と対比して明らかにする。

第2章 壮城について

本章では廂軍の役使の内容が多様であることから、特殊なる役使に従事する廂軍の存在に注目、先ずは壮城を扱った。即ち壮城は城寨維持を主務として発展したもので、遼・西夏等との西北辺での緊張状況に応じて河北・河東・陝西地域を中心に布置が始り、英宗朝までに展開が終り、次いで東南諸域にも設置に及んだものである。そして役使の専門性・重要性から原則として他役使への流用が禁止された点に特色がある。勿論南宋にも存置され、その給与も一般廂軍に比べ同等待位であった。つまり壮城は修城保寨の役割を果たすことで重視されたわけで、特殊専門廂軍の当代の存在意義を示すものである。

第3章 牢城について

本章では壮城同様に一般廂軍とは異なる立場にある牢城を扱った。牢城とは強盜貸命などの主として重犯罪者を受け入れた廂軍で、国内での治安維持に役立ったといえる。又布置の状況として、神宗朝に及んで1州1指揮200名などという定額化がなされ、給与規定も定められている。これは牢城が犯罪者を收容する場というだけでなく、彼等にも廂軍としての役使を定期定量的に期待するに至ったためと思われる。又牢城兵を北宋では禁軍に、南宋では後述する大軍に移用することもあった。これは特に罪を犯す如き人物は壮勇・勇敢で、直接的軍事力としての利用も期待出来たためと思われる。なお南宋ではこの牢城を将校の養老に利用することもあったが、これは寧節指揮として独立に及ぶことが多かった。ともかく当初重犯罪者を收容することから辺境の地などに多く設置された牢城は、その後全国の州郡に布置された如くで、彼等を役使に利用することで、単に重犯罪者收容により社会不安鎮静に役立つだけでなく、一般役使、更には兵役上にも重要性を示したといえよう。

第4章 北宋廂軍の展開

本章では廂軍の役使の問題に再度注目するとともに、北宋初期の対外・対内両面関係から、廂軍への需要の高まりを指摘し、神宗朝までに55万にも及ぶ廂軍兵額に達したことを明らかにした。次章以下ではこの点を更に子細に考察することにする。

第5章 北宋廂軍の分離

廂軍が50万にも増額に及んだ背景として、上述の壮城・牢城兵の存在もあるが、これらは特殊な

存在としての廂軍であり、50万に達するにはより広範囲な立場から廂軍の分離あるいは整理統合の経過が尋ねられねばなるまい。本章では先ず教閲廂軍と不教閲廂軍の分離を考察することにする。先ず神宗熙寧初年には教閲廂軍が登場した。即ち廂軍と言ひ条、神宗朝に団結教閲を施し、路を単位に共通稱呼が与えられて教閲廂軍が出現する。更に元豊年間には（下）禁軍に昇格する。ここに廂軍の禁軍移用の処置あるを注目すべきである。第1篇でみた如く、当時の禁軍は更戍制に手を加えられ、いわゆる就糧禁軍が増加したが、これに対応するかの如く、ここに廂軍の昇格による地方禁軍の補充も認められたわけである。一方、教閲に与らぬ廂軍は不教閲廂軍として従前通りに諸役使に従事したが、この不教閲廂軍も稱呼を各路で一括整理された。なお壮城・牢城といった特殊（役使に従事する）廂軍も別個に存続した。かくの如く廂軍は神宗朝に分離、更には整理統合が加えられたのである。ここに更めて廂軍50万体制は如何に推移するかが尋ねられねばなるまい。

不教閲廂軍の統合・整理過程で兵数削減があり得ると思われるが、一方、具体的数値の提示なきままに神宗朝に「廂軍視祖宗時、数益衆」（『長編』註記）とある指摘も無視出来まい。本章では改めて廂軍50万体制の存続の有無を尋ねることとする。先ず、当時の廂軍の構成は、『宋史』兵志、『長編』等の記述を検討して、一般役使従事の不教閲廂軍22万余人、専門役使従事で地方所在の廂軍、教閲廂軍、ならびに府界及び諸司所在の廂軍よりなるとみた。従って廂軍50万体制の存否は不教閲廂軍以外の諸廂軍が30万に達するか否かによるといえよう。残念ながら、これに関する具体的数値は見出せない。ただ教閲廂軍に注目すると、その多くは元豊年間に及んで下禁軍に昇格するから、少くともそれ以前は教閲廂軍として計算すべきであろう。又、地域的事例として福建福州の地志『三山志』等の記載によれば、廂軍は総体的に神宗朝に減じた如くである。教閲廂軍が下禁軍に改まることと併せて考えるに、神宗朝後半に廂軍は減額に及んだとみるべきかも知れぬ。

しかし、先の下禁軍は実質（教閲）廂軍として位置づける方が妥当と思われる面もある。この限り廂軍の減少はそれ程の額でないことになる。結論としては、なお曖昧さを残すが、廂軍50万体制は神宗朝初期には維持されていたが、穏やかな経過で減額に及んだと解しておきたい。

第6章 北宋廂軍の神宗朝以降の推移

本章では先ず神宗熙寧年間の廂軍整備の事情を禁軍の推移と併せて確認し、当時の不教閲廂軍の充実と路分を越えた運営利用のあるを知り得た。更に元豊年間に至る間の西夏との対峙事情を尋ねることで、廂軍には第一線にあって運糧を初めとする需要があり、秦鳳路蘭州の場合、相当多額の廂軍が派せられ、城寨修補のほかには官田耕作を含む一般役使にも利用されていた。一方には多数の逃亡兵もあり、廂軍に欠額の生じ易きを知ることが出来た。結局廂軍の増減の程は不詳であるが、ともあれ、神宗朝に第一線での廂軍の需要は高かったといえよう。

後背地たる東南諸路の事情にも一瞥を加えた結果は、本来不教閲廂軍たるべきものも教閲をうけ禁軍に代替する場合のあるをみた。ここにも廂軍が多様に利用されていたことを知り得た。但しこの際も教閲廂軍とその昇格の経過の中に廂軍増減の如何を明確には出来なかった。

又、中国南辺の紛争地域における廂軍の存在を尋ねるに、西北辺と同様に城寨修築、芻糧輸送、文書伝達等に重要な役割を果していた。紛争の間、南辺に廂軍は増派されたが、ただ紛争解決後は削減の処置を認めうるから、この間にも廂軍には大きな増減はなきものと解された。

これらを要するに、神宗朝での廂軍への需要はなお強いものがあったが、無原則な増大はなく、前章で指摘した如く50万体制は現状維持か多少の減額を伴いつつ次代哲宗朝に引き継がれた如くであった。

次の哲宗朝の廂軍は神宗朝を承けて西北辺の蘭州の築城等に重用された。内地においても同様な事情が認められた。この様に廂軍は各地の諸役使に重用された故であろうか、文彦博の元祐初年の言には、その兵額を「内外50万」と説く。この点を考慮し、哲宗朝前半期の事情を尋ねると、廂軍の定額化が計られたものの、なお地域的過不足があり、不足の地域での役使は和雇で補っていた。つまり廂軍の需要は高く、文彦博の言の如く50万体制が保持されたかにみえる。しかし呂大防の元祐7年の言によると廂軍を30余万と示す。相当に減額されたことになる。いずれを是とすべきであろうか、取り敢えず京西路の廂軍数を例にとると、神宗朝に1万5千とみえ哲宗朝に3万3千という。2倍以上になったわけで、少なくともこの数値に依拠する限り、哲宗朝前半の廂軍は減額したとしてもそれ程ではなく、従って文彦博の言の如く50万に近かったとみて支障あるまい。

哲宗後半期の廂軍も前線・後背地で重用されていた。但し、封椿廂軍欠額銭の存在よりするに、50万体制維持は容易でないと察せられる。しかし実数の確認は出来なかった。

徽宗朝に及んで如何といえ、具体的記述は少いものの、廂軍は漕糧や官員の当直をはじめとする多様な役使に利用され、期待されていた。一方、廂軍の逃亡も多かった。従って廂軍の負担はかなりのものと察せられ、廂軍の質と量を確保することは容易でなかったといえる。要するに北宋末にあっては、廂軍50万体制の維持は望むべきものとしても、容易ではなく、北宋滅亡への途に及んだと解される。

第7章 南宋廂軍の推移

本章では、北宋滅亡後、南宋に廂軍が如何に再建され、重用されたかを明らかにする。

南宋でも廂軍の役使への期待が大であり、特殊廂軍たる壮城・牢城も北宋同様に存置された。そこで廂軍の南宋の具体的な事情を四川と両浙路温州の場合にみるならば、前者は馬綱に関わる、後者は造船に関わる使役に利用されるなど、地域に応じて重用された。南宋廂軍への需要は高かったことになる。一方、後述の如く南宋の国防は禁軍に代って大軍があたり、ここに禁軍は地方で廂軍同様の役使に従事することが多くなった。廂軍への需要を禁軍によって補うことが可能となったわけで、この点に南宋廂軍の特色が認められよう。

なお南宋再建過程たる高宗末年に廂軍は禁軍と併せて整備が進み、定額化が考慮された。以後の事情を再び四川ならびに両浙路温州の場合に尋ねるならば、先ず四川の廂軍は高宗朝に欠額状態が認められたが、次の孝宗朝に、その額2万9千人とされ、識者によれば冗濫で、私役に充てられた

とする一方馬綱に利用の意図もあったという。当時廂軍を如何に利用するかが眞剣に考えられていたことになる。次に両浙路温州の廂軍は、南宋初めに増額に及んだらしい。高宗の温州駐蹕の事情や、造船所の立地条件を備えていたことなどがその理由と考えられるが、ともかく数千人の廂軍があった。以後、又減額に及ぶにしても、相当多数の廂軍が存在したといえる。先の四川の場合と併せて、南宋廂軍の需要と利用の程が察知されよう。

以後、南宋廂軍の推移を尋ねるに、葉適の言では、南宋中期以降、廂軍は地方財政に負担をかけており、無用の兵ととく。では、実際に省兵の処置が採られたか否かについてを南宋地志等の記録に求めると、基本的には廂軍兵額は北宋以來の額が維持された如くである。一部特殊の廂軍には減額が認められるが、無用といわれてからも、一般には顕著な省兵の処置は採られなかったわけで、南宋にも廂軍が矢張り重視されたというべきであろう。

更めて南宋廂軍の在り様を尋ねるに、禁軍とともに軍事の補佐をするのは勿論として、官衙・官人の諸役使に従事すること多く、禁軍と廂軍は役割上に相互に補完することが多かったと解される。要するに南宋廂軍は役使上に北宋同様に重用されており、顕著な減額の事例も認められなかった。ただ領土が半減したことであり、廂軍総額の減少は当然であり、結局、北宋の廂軍50万体制は維持さるべきものではなかった。

最後に、宋末元軍南進という国家存亡の重大時期には、廂軍の動員もなされたが、成果は示せず、南宋滅亡とともに、後述の大軍と同様に廂軍体制も消滅したといえよう。

第3篇 南宋兵制をめぐる問題

第1章 南宋初期兵制について

本篇では南宋に金に対峙するための兵制の再建と、関連する財政問題上に如何なる特色があるかを尋ねることとした。先ず本章では、北宋禁軍に代って南宋再建に努めた主要兵力は如何に樹立され、推移せられたかを尋ねた。即ち、都を離れ、建炎元年(1127)5月即位に至る康王(高宗)の下には、この前後の時期三衛(禁軍)はなく、諸將麾下の私兵的性格をもつ軍団が護っていた。以後この軍団を中核に南宋兵制は再建されることになる。即位後の高宗は金軍に追われ長江を渡り、浙東の地まで逃れるが、この間御營軍と稱せられた諸將麾下の軍団から御前軍が組織され(建炎3年)更に翌年に両者は神武軍・神武副軍に改まり、このうち御前中軍(神武中軍)が高宗の身辺警護にあたるほか、その他は金軍に対峙すべく、前線各地に派せられた。紹興5年(1135)に至り神武中軍が殿前司に属すなどして三衛再建の途も明らかとなる。その他の神武軍は行宮護軍と改稱され、主に北辺を成るが、紹興11年に金と和議が進められると共に、この行宮護軍は駐劄御前軍とされ、私兵的性格を消去する。武將の私兵的軍団より発展した南宋兵制の再建はここになったといえよう。この御前軍のみ、或は広義的には再建三衛を含めたものを大軍と稱したのであった。依って南宋の存続はこの大軍に依拠したわけで、禁軍に依拠した北宋とは異なるものとなった。

さればこそ、次の孝宗朝の大軍兵額は40万人を越すに至ったのである。

第2章 大軍倉について

北辺防禦の主体をなし、南宋政権を軍事面で支えたのは〔駐割〕御前軍（大軍）であった。この大軍に実効を期待するためには給与、特に糧米の安定支給が必須であろう。この糧米とその名の通り関りあるのが大軍倉である。本章はこの大軍倉の在り様を尋ね、大軍の基盤の究明を目指すものである。

そこで先ず糧米支給に関する口券制、糧科院等にふれ、次いで紹興11年の駐割御前軍と総領所の設置、更にそれ以降の推移に考察を加えた。即ち、糧米を収貯する倉廩として転般倉・椿積倉、更には大軍倉の存在を指摘するとともに、大軍倉は大軍の出成地・屯駐地いずれにもあるを明らかにした。又その管理・分布・規模・運用等にも管見を加え、もって南宋政権維持に主役を果たした大軍兵士の糧米が如何に確保されたかを論じた。

第3章 軍資庫について

前章では南宋政権を支えた大軍兵士糧米に関する倉廩として大軍倉を論じたが、勿論宋代政権の安定は北宋の禁軍・南宋の大軍に代表される兵力のみに依り成ったわけではない。地域の政治・経済的安定あって初めて可能となろう。よって本章では宋一代を通じて地方安定の基盤をなす財政上の物資収貯に関り深い軍資庫に考察を加えた。宋代の軍資庫とは、その名稱からして軍事に関して創始されたといえるが、州郡で主として錢帛を中心に収貯を行った庫蔵である。その管理運営は通判が監督し、専知・揀子等が出納その他の実務に与った、収貯物としては上供錢帛や時に辞令等の貴重品の保管も行ったが、主に該地の給与に関する錢帛であった。即ち主として官僚・軍隊のそれであり、一部に添差・祠祿等に与かる官員の場合もあった。軍隊といえば地方所在の禁軍等がこの軍資庫より錢帛の実給をうけ、生計に保障が与えられたわけで、軍資庫の運営に支障なくして、初めて治安は維持され、政治も安定することになる。この限り、軍資庫は地方財政上に重要であると共に、兵制にも意義ある役割を果たしたといえよう。

第4章 地方財政の一齣

宋代でも地方財政・治安上に官僚や軍隊は必須のものであるが、彼等特に兵士を有効に機能させるには給与なканずく糧米の安定支給が必要である。これには又地方財政の在り様も重大な関りをもとう。本章ではこれらの点を南宋特に両浙路嚴州（睦州）の場合を中心に尋ねることとする。

即ち、先ず地方所在の就糧禁軍・廂軍の給与支給に州郡が責任をもつとすれば、兵士の人数、給与基準からみて所在州郡は具体的に如何ほどの糧米を必要としたのか、嚴州等の例で究明した。更に現地税糧でその必要額に不足する場合、如何に対応したかを究明した。州郡でこれら運営が支障なく行われた時、地方にあって官・軍ともにその有効な働きが期待され、特に治安維持が可能となる。ここに国家の安定も将来されよう。本章はこの点から地方財政に管見を加えたものである。

第4篇 南宋兵制の展開と終局

第1章 南宋大軍兵士の給与銭米について

南宋の軍事力の主体が大軍なるは既にみた。本章では南宋政権維持にはこの大軍兵士の給与の安定支給が必要と考え、如何に対処せられ経過したかを尋ねるものである。即ち、彼等の給与銭米は日給額で設定され、口券を介して支給された。特に国の成りに重要な出成時には生（口）券を介して加俸銭米が支給された。右の加俸のうち、米額は南宋を通じて2升5合、銭額は初め30文から13世紀前半に100文、後半に200文といった如く推移した。この際、出成兵の増大があれば、当然加俸銭米も増加し、財政上に問題が生じよう。かくて、出成相当地には出成兵だけでなく、家属を同伴する屯駐兵が登場した。彼等には熟（口）券を介して出成兵の家糧分に相当する銭米が支給され、加俸銭米はなかった。これによって当局は経費削減を図ったと解される。この様に生券・熟券制によって大軍は維持され、もって南宋政権は護持されたと解された。そして大軍がかかる特色ある銭米支給形式に依拠したことから、生券軍・熟券軍の稱も生れ元側に記録されるに至ったのである。

第2章 南宋の生券・熟券制

前章で大軍兵士給与銭米支給に関り、家属を同伴せぬ出成兵と家属を伴う屯駐兵には銭米支給上に生券・熟券による両様の制度の存するをみた。出成兵にかえて熟券制による屯駐兵をふやせば経費軽減になることというまでもあるまい。本章では改めてこの両様の制度の普遍的存在を尋ね、南宋政権を支えた大軍の基盤を確認しようと考えた。

そこで先ず出成・屯駐両様の兵の併存の事情を襄陽と滁州の地を例に尋ねた。この際屯田制の役割なども考え、両地に生券と熟券制が併用施行されたことを確認した。特に襄陽の場合、この両様の制の施行、つまり出成・屯駐兵の併存が長年の蒙古（元朝）の包囲に耐えるという成果を挙げたと解された。さればこそ、元朝はこれら兵士に多大の関心を寄せ、勝利後に生券軍・熟券軍として接收・転用したものであろう。この様に大軍が元朝により受容、消去される中で、南宋政権も終焉を告げたのである。

附篇 剩員制をめぐる問題

第1章 北宋剩員制管見

宋代兵制が募兵制に立脚する限り、兵士の質と量を維持するために簡拔を必要とするが同時に安易に老齢・疾病者等の罷免を行えば、忽ち失業者を生じ、社会不安を将来し易いことをまたない。そこで老齢、疾病の兵士には何らかの処遇が必要とされ、ここに注目されるのが兵制上にみえる剩員である。

本章では先ず剩員の推移を尋ねた。即ち国初に老疾の兵士に対し従来の功勞を考慮して元俸の半額を支給して軍に留めたのが剩員の始りとした。その後、剩員指揮として各地に自立させたが、無為のまま給養するのではなく、看營剩員の如く原属の營所の雑事に奉仕させたこと、又官衙・官人

の役使に充てるに至ったこと、更には改めて簡拔教閲を加えて帶甲剩員として利用に及んだことなどを明らかにした。なお役使の内容から剩員は廂軍に準ずるものと考えられ、地方志記載の剩員指揮の分類も明確に廂軍に属していた。この様に宋代では兵士を如何に給養し、利用するかが常に重大事であり、この剩員制度も北宋のみでなく南宋時代にも継続し、兵制維持の支えとなったのである。

第2章 宋代の老兵について

前章に剩員の存在にふれたが、一方、宋代の文献には老兵なる用例が頻見される。この老兵と剩員との関係は如何なものであろうか、この点に注目して本章では老兵に考察を加えた。先ず老兵とは如何ほどの年齢の兵士が該当するかを尋ねるに、当代の兵士の引退は60歳前後であったらしい。然し70歳に及ぶ老兵の事例もあった。こうした彼等を高齢とはいえ無為のままに放置してよいものであろうか。そこで老兵の事例を『夷堅志』等の記述に求めると、その多くは寄居官を含む官人の雑事に従事するほか、官衙の当直、洒掃等に従事していた。これら役使は重難の役とはいえ、老齢を考慮したものと思われるが、従事する役使内容は前章で考察した剩員のそれと大凡類似していた。依って老兵と剩員とは密接に関連ありと見なされる。要するに宋代では老兵（或は疾弱者）を直ちに罷免することなく、剩員として半俸を給するなどして生活を保障するとともに、中央、地方ともに官人・官衙の雑役使に利用することとしたもので、老兵、剩員と別表記を用いるものの実質同一兵士を意味することが多かったといえよう。かかる制度が当代に存置されることは、募兵制に立脚する兵制維持に役立ち、ひいては文治主義中央集権国家たる宋朝存続のため意義を有したことであろう。

論文審査結果の要旨

本論文は、主論四篇と付篇とによって構成されている。第一篇においては禁軍をめぐる問題、第二篇は廂軍にかかわる問題、第三篇は南宋の兵制と関連する財政問題、第四篇はその展開の過程がそれぞれとりあげられ、附篇では剩員問題が扱われている。

まず、巻頭の総序において、論者は、一般に文治主義国家と認められている宋王朝ではあるが、国内外の状況から、常に軍事力に依拠せざるをえない実情にあったとし、これを兵制の問題としてとらえ、研究史の欠落を補いつつ、独自の観点から考察を加えたいと述べている。

第一篇は以下の構成と内容をもっている。第一章では北宋の就糧禁軍を対象とし、軍の中核をなす禁軍について、国都周辺に駐屯するとともに、定期的に、あるいは必要に応じて地方に派遣される更戍制が実施されていたが、仁宗期を転機として、土兵（現地軍）から昇格して地方の治安維持に当たる就糧禁軍があらわれ、西北から東南の各州県に広範に設置されたが、その代表的存在が宣

毅軍で、後には威果軍がこれに代わったことを跡づけ、禁軍兵士の食糧問題との関わりでとらえられていた通説を改めている。第二章においてはさらに北宋末から南宋にかけての就糧禁軍の実態が追究され、特に神宗朝において将兵制が実施されると、就糧禁軍は一段と重用性を高め、増員されるにいたったと説く。しかし、南宋になると軍の中核はいわゆる大軍に移行し、就糧禁軍は存続したとはいうものの、廂軍同様の雑役担当の軍隊として利用される程度のもとなったと結論している。

第二篇にあっては、第一章において、廂軍の性格付けを行ない、地方にあって雑役に従事するのが任務であることを指摘した。第二章ではその一つとしての壮城軍について、修城保寨という特殊技能をもつ廂軍であることを明らかにした。第三章は牢城軍が重犯罪者をもって編成された廂軍の一つで、兵士の出身と経歴がかえって治安維持に役立った経緯を記述している。第四章は廂軍の需要が次第にたかまり、神宗期には50万にも達した事実を明らかにした。第五章では、50万にも迫る廂軍の分離あるいは整理統合の経過が扱われ、まず、教閲廂軍と不教閲廂軍の分離がとりあげられた。前者は選抜再編して教練をほどこし、ついには禁軍に格上げされるもの、後者はそれにあらずからず、雑役担当の廂軍のまま存続させられるものであり、おだやかな経過をたどって、廂軍は次第に減額されていったと推定している。第六章は前章をうけて北宋時代における廂軍の歴史の変遷を兵額数を中心に追究し、神宗期の50万体制は必要性の故にながく維持されたが、北宋末期にいたっては、酷使から多数の逃亡者を招いてこの体制を維持することは容易でなくなり、このことが北宋滅亡の一因となったと指摘している。第七章では南宋廂軍の歴史を論じ、初期における廂軍の再建の過程とその重用の度合いに注目する。そして、廂軍は前代と同じく禁軍の補助部隊として存続し、且つ雑役に従事することも多く、ひきつづいて重要な役割を担いつつあった事実を明らかにした。

第三篇では、第一章において、南宋初期における兵制の再建過程を論じ、禁軍に代わって武将の私兵的軍団から発展した大軍が中核をなし、孝宗期には40万体制が確立したことを指摘している。第二章は大軍の財政的基盤をなした大軍倉のあり様と、管理・分布・規模・運用などを対象としつつ、大軍兵士の糧米確保の実態を究明した。第三章は地方財政とかかわりの深い軍資庫をとりあげ、これが宋一代を通じて地方所在の軍隊の給与を安定的に支給することに貢献したとしている。第四章では給与の支給と密接にかかわる地方財政のあり方を、南宋時代の嚴州を例にとりて考察している。

第四篇においては、第一章で大軍兵士の給与について究明し、それが日給額にもとづき、米額が二升五合と不変であったのに対して、銭額は三十文から百文、最終的に三百文へと推移し、口券をもって支給されたこと、出動期間については俸米の加給があったこと（生券制）、しかし財政難から家族同伴の出鎮・屯田策が推進され、その場合には加俸の銭米はなかったこと（熟券制）、などの事実を明らかにし、元朝の生券軍・熟券軍がこの宋制に沿源を有するとの興味深い見解を提示している。最も精彩にとむ一章である。第二章では前述の生券制と熟券制がどの程度普遍的であったかを襄陽および滁州に例をとって論じ、政権を支える大軍の財政的基盤を確認しつつ、この制度の

併存が長期にわたる対モンゴル防衛体制を支えてきたと結論している。

附篇の第一章は、募兵制に立脚する宋代の兵制が、制度的弱点として常に抱えていた剩員問題を取りあげ、その経過を明らかにするとともに、これらの人員を雑役に充当したり、簡拔教閲して帶甲剩員とするなどして、問題の解決がはかられたことを指摘した。第二章は宋代の文献にあらわれる老兵という用語が、剩員問題といかなる関係をもつかに注目し、老兵の実態を解明しようとした。すなわち、老兵とは60歳前後の兵士をいうこと、彼らは高齢とはいえ、なお官衙の雑役に従事していたこと、老兵と剩員は、表記を異にするとはいうものの、ほぼ実質的には同じ意味をもつことが多かったこと、などを指摘している。

本論文の要旨は以上の如くであるが、論者三十年の研鑽の集大成であり、その精励は評価すべきである。とくに内外の研究史の成果を十分に整理し、兵制史研究の欠落部分を補い、その充実に貢献した功績は特筆されねばならない。各章の論旨も首尾一貫して、妥当なものと判断される。ただ一言附するならば、研究史の欠落にとらわれすぎるあまり、論者自身による全体的な歴史像の提示について、いささか不十分な点があり、この点については更なる努力を期待しなければならないであろう。とはいえ、このことは本論文の成果を覆すほどのものではない。

よって本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。